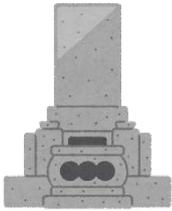


樹林葬墓地を購入ご希望の方へ

この様な方が樹林葬墓地をお求めになられています。



埋蔵遺骨

【 他の霊園あるいはお寺に埋蔵している場合 改葬 】



墓地の申込受付期間に申込書類を受け取り、必要書類を揃えて、さしま斎場窓口にお申し込みください。

改葬の手続きも遺骨を移す前に済ませておきましょう。
「埋蔵証明書」、「改葬許可証」、「改葬受入許可証」等の手続きをして、清水丘聖地霊園へ埋葬となります。

- ・「埋蔵証明書」→現在、遺骨を安置している寺院、または墓地。
- ・「改葬許可証」→現在、遺骨を安置している居住地窓口で発行。
- ・「改葬受入許可証」→さしま環境管理事務組合 さしま斎場発行。

埋蔵する際の必要な書類は改葬の手続きで取得した許可証と遺骨の「埋火葬許可証」と「墓地使用許可証」です。



遺骨

【 遺骨を個人保管している場合 】



墓地の申込受付期間に申込書類を受け取り、必要書類を揃えて、さしま斎場窓口にお申し込みください。

納骨に必要な書類は遺骨の「埋火葬許可証」、「墓地使用許可証」です。



生前予約

【 生前予約 】

年齢の制限はいたしません。



使用者が亡くなられた時には、ご親族の方等により「埋火葬許可証」、「墓地使用許可証」を提出して頂き、さしま斎場が遺骨を預り樹林葬墓地へ納骨いたします。（承継の必要はありません。）

・お墓を守る人が居なくなった、子供に負担をかけたくないなどの理由により、他のお墓に埋葬されている遺骨、又は自宅に遺骨を保管している方、自分の将来を考えての生前予約などで遺骨を埋蔵することができます。